

保第1669号
平成28年3月29日

地域密着型サービス事業所 御中

鹿沼市長 佐藤 信
(公印省略)

地域密着型サービス事業所における生活相談員の資格要件について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、生活相談員については、法令・通知等により資格要件が定められており、その資格要件は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されております。

「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、栃木県では平成27年4月1日より資格要件の変更を行いました（平成26年度栃木県集団説明会）が、本市は資格要件についての規定を定めておりませんでした。

このような状況において、介護保険制度の改正により平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されることに伴い、本市における生活相談員の資格要件について、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容を下記のとおり、栃木県と同様の資格要件と定め、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に適用することにいたしましたので、通知します。

なお、実施時期及び経過措置について下記のとおり定めましたので、今後とも適切な資格を有する職員の配置について、よろしく願いいたします。

記

1 生活相談員の資格要件

「介護福祉士として、5年以上の実務経験を有する者」

「介護支援専門員として、1年以上の実務経験を有する者」

2 実施時期及び経過措置

平成28年4月1日以降の新規指定の事業所から適用する。

平成28年3月31日までに指定を受けている事業所については、平成33年3月31日までに資格要件を満たす者を配置すること。

鹿沼市保健福祉部介護保険課
介護保険係 電話 63-2283